

第 号

令和 年 月 日

税務署長

必要行為継続期間延長通知書

令和 年 月 日付で下記のとおり申請のあった必要行為継続期間の延長については、酒税法第 20 条第 項の規定により、令和 年 月 日付第 号で通知した必要行為の継続指定期間を令和 年 月 日から令和 年 月 日までに改めます。

記

製造場又は販売場の 所 在 地	
製造場又は販売場の 名 称	
必要行為の継続許可 年 月 日 及 び 番 号	令和 年 月 日
必要行為の継続指定 期 間	令和 年 月 日から の間 令和 年 月 日まで
延長を必要とする 期 間	令和 年 月 日から の間 令和 年 月 日まで
延長を必要とする 理 由	
申請時における製品 及び半製品の数量 並びに処分計画	